

第16回平成20年5月臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成20年5月7日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後9時30分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課主幹	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	永島洋視	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課長	西原正樹	福祉課長	佐賀義之

## 5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	議案第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 9 年度与謝野町一般会計補正予算(第 6 号)) (提案~表決)
日程第 4	議案第 5 6 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 9 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第 6 号)) (提案~表決)
日程第 5	議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 9 年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第 5 号)) (提案~表決)
日程第 6	議案第 5 8 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 9 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)) (提案~表決)
日程第 7	議案第 5 9 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 9 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)) (提案~表決)
日程第 8	議案第 6 0 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 9 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)) (提案~表決)
日程追加		議長辞職について
日程追加		議長の選挙について
日程追加		副議長の辞職について
日程追加		副議長辞職について
日程追加		議席の変更について
日程追加	議案第 6 1 号	与謝野町監査委員の選任について
日程第 9		与謝野町議会常任委員会委員の選任について
日程第 1 0		与謝野町議会運営委員会委員の選任について
日程第 1 1		与謝野町議会広報特別委員会委員の選任について
日程追加		与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙について
日程追加		宮津与謝消防組合議会議員の選挙について
日程追加		丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
日程追加		閉会中の継続審査(調査)申出書

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。皆さん、ご苦労さんでございます。

青葉、若葉の大変美しい季節になってまいりました。本日もさわやかな五月晴れの日となってまいりました。

ここに第16回平成20年5月臨時会が招集をされました。連休で、あるいはいろいろと諸行事でお疲れのことと思いますけども、本日は元気に出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は6件の専決処分の議題が入っておりますし、その後、大変大事な議会構成があります。ひとつスムーズに運営ができますよう、皆さん方のご協力を冒頭をお願いをいたしまして、早速開会をしたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の議事日程は配布しておりますとおりですが、追加日程については口頭で行うこととなっており、追加日程としての配布はいたしません。ただし、議会の流れがわかるよう、参考として会議進行予定を配布しております。あくまでも会議録上の日程ではないことをご承知ください。

それから、ここで議案の差しかえがあるようでございますので、事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局長(奥野 稔) おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日は机の上に議案書といたしまして、議案第55号から60号に至ります専決処分の承認を求めることについてという提案理由の訂正がございましたので、差しかえを皆様の机の上に置かせていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

お配りしたのは必要ございませんので、きょうお配りしてるやつを使ってください。よろしく願いします。

議長(糸井満雄) ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第16回平成20年5月臨時会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

まず、日程に入ります前に、理事者の皆さんにおかれましては人事異動により新しく配属されました職員もございますので、この際、副町長からご紹介をお願いしたいと思います。

副町長、よろしく願いします。

副町長(堀口卓也) それでは私の方から、4月1日付の定期人事異動に伴います理事者の変更を申し上げます。5名の課長が4月の異動で変わっております。

最初に、岩滝の地域振興課長に、藤原課長です。

岩滝地域振興課長(藤原清隆) よろしく願いします。

副町長(堀口卓也) 続きまして、住民環境課、永島課長です。

住民環境課長(永島洋視) よろしく願いします。

副町長(堀口卓也) それから、建設課、西原課長です。

建設課長(西原正樹) よろしく願いします。

副町長(堀口卓也) 福祉課、佐賀課長です。

福祉課長(佐賀義之) よろしく願いします。

副町長（堀口卓也） 最後、保健課、泉谷課長です。

保健課長（泉谷貞行） よろしくお願ひいたします。

副町長（堀口卓也） 以上5名が定期人事異動によりまして代わりました。議員の皆さんには引きつづいてお世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

議長（糸井満雄） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、

15番、谷口忠弘議員、16番、有吉 正議員。

以上、2名にお願ひすることにします。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さんおはようございます。

長かったゴールデンウィークも加悦谷祭、岩滝祭、三河内祭り、そのほか双峰まつり等々お祭りに追われ、皆さん方も大変お疲れではないかというふうに思います。私もちょっと体調を崩しましてまた変な声をしておりますけれども、どうぞお許しいただきたいと思います。

それでは、議案第55号の平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は1億4,534万円を減額し、総額を102億1,363万4,000円といたしましたものでございます。

最初に、全科目共通でございますが、おのおのの事務事業の実績見込みなどから、不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。

与謝野町として2年目の予算で、18年度決算が不確定な中での予算でもございましたので、内容によっては多くの不用額が発生しております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず歳出から主なものについてご説明申し上げます。

27から32ページの2款、総務費は、ほとんどが不用額による減額でございます。総額で817万6,000円減額いたしております。

議員人件費や各種事務事業の実績により減額、あるいは増額するものでございます。

次に、33ページから34ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、福祉灯油購入費助成事業で、福祉灯油購入費補助金を250万円減額いたしております。申請に基づく実績から不用額を減額するものでございます。

社会福祉総務費一般経費は、25節、積立金の地域福祉振興基金積立金で、寄附金分として5万円積み立てることとしております。これは後ほど歳入でもご説明申し上げますが、地域福祉の振興に役立ててくださいとのご意向でいただきました寄附金を積み立てさせていただくものでございます。

2目、障害福祉費は各障害者福祉事業の実績から、総額で2,497万6,000円減額しております。なお、この中で37、38ページの障害者福祉施設整備事業では、障害者グループホーム等の施設整備事業費を請負減等により506万8,000円減額いたしております。

39ページ、40ページの3目、高齢者福祉費でもそれぞれの事業実績により、総額で153万9,000円減額いたしております。

2項、児童福祉費、2目、児童福祉施設費では、保育所管理運営事業でパート保育士賃金を320万円減額するほか、実績により不用額を減額し、総額で719万3,000円減額いたしております。

次のページにかけての4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費では、保健衛生費総務費一般経費、28節、繰出金で、簡易水道特別会計繰出金を特別会計の収支見込みから500万円減額いたしております。

3目、環境衛生費では、環境美化保全対策事業で13節、委託料を157万5,000円減額いたしております。この委託料は、産業廃棄物の中間処理施設であります有限会社プラテックにかかります臭気調査委託料でございます。昨年の9月の補正予算でご承認いただいた経過がございます。調査を実施するに当たり、同社並びに地元の区長さまも入られております対策委員会と調整させていただきまして、企業責任において同社が対策工事を施工されることになりましたので、施工後の様子を見ることとなりました。

今後の状況を見ながら、なお悪臭等が確認される場合には、新年度で改めて臭気調査を実施することとし、とりあえず6月の補正予算に、改めて計上させていただきたいというふうに考えておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

2項、清掃費につきましても、それぞれ事業実績により、総額で384万9,000円減額いたしております。

次に、45ページから50ページにかけての6款、農林水産業費は、50ページの林業振興基金積立金を追加するほかは事業実績によりすべて不用額によるもので、総額で1,143万6,000円減額いたしております。

次の49ページから54ページにかけての7款、商工費につきましても、52ページの商工業振興費一般経費の特産品運営基金積立金以外は事業実績により、すべて不用額の減額を行っております。

この中で52ページの商工業者金融支援事業は、19節、負補交を1,674万9,000円減額いたしております。これは京都府の制度融資を活用され、保証料を支払われた額の一部を補助させていただいたためのものでございますが、当初予算では制度融資の利用実績と新規借入者を見込んで予算計上いたしておりましたが、借りかえなどによる融資は実行されていますが、新規借り入れにつきましては多くの企業において、最高限度額の融資借り入れを希望されたものの、制度上、融資保証限度枠内で融資となったため、結果的には小口化融資となり、保証料補助金が

補助限度額に達しなかった方や、あるいは新規借入者数そのものが見込みよりも少なかったことにより、大幅な減額となったものでございます。

次に、53ページから58ページへかけての8款、土木費は、町営住宅基金積立金以外は、工事請負費の請負減による減額等を含めて、すべて不用額の減額を行っております。

55から56ページの5項、都市計画費、2目、公共下水道費は、下水道特別会計繰出金を特別会計の収支見込みから820万円減額いたしております。

次に、57ページからの10款、教育費では、1項、教育総務費、3目、教育振興費で、奨学資金貸付事業を実績から306万円減額いたしております。

次のページの2項、小学校費、1目、学校管理費では、小学校施設整備事業を2,940万9,000円減額いたしております。三河内小学校体育館の耐震補強工事等が、当初予算要求時点では概略積算であったことや、入札による請負減によりまして大幅な減額となったものでございます。

3項、中学校費、1目、学校管理費では、中学校組合負担金を447万6,000円減額いたしております。今年度から普通交付金の算定方法が変更されました。今までは投資的経費の算定において中学校費の学級数が、基準財政需要額に算入されておりましたが、人口と面積による包括算定経費として改正され、中学校費の算定がなくなったことによるものでございます。

この結果、今まで交付税のみで橋立中学校の運営ができていましたが、財源が不足することになり、宮津市と与謝野町の生徒数割で不足額を負担することになったもので、それを相殺したことにより減額となったものでございます。

61、62ページの6項、保健体育費、3目、学校給食費は、給食作業員の賃金や賄い材料費等、実績による総額で657万3,000円減額いたしております。

63、64ページの11款、公債費は、平成18年度の町債借り入れ実績が、当初予定よりも少なかったことから、23節、償利割で、町債利子償還金を561万7,000円減額いたしております。

最後に、12款、予備費は、2,544万2,000円追加し、調整しております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

15、16ページをお開き願います。

1款、町税は、1項、町民税から5項、都市計画税まで各税目での収入見込みから増減させ、総額で1,686万3,000円減額いたしております。

2款の地方譲与税から次のページにかけての10款、交通安全対策特別交付金は、交付決定により追加、あるいは減額いたしております。その中で9款、地方交付税では、特別交付税を7,084万8,000円追加いたしております。

12款、使用料及び手数料は、総額で514万2,000円追加いたしております。主なものは、火葬場や衛生プラントの実績によるものでございます。

次に、13款、国庫支出金から14款、府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により交付決定がありましたので、追加あるいは減額し整理いたしております。

なお、府補助金の中で、京都府未来づくり交付金の追加内示があったことから、各種対象事業

に充当することとし、総額で587万円追加いたしております。

次に、21ページ、22ページの16款、寄附金は、社会福祉費寄附金を5万円追加いたしております。歳出の地域福祉振興基金積立金でも申し上げましたように、福祉事業に活用させていただければとのことで、算所の中辻正道様から寄附をいただいたものでございます。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

次のページの17款、繰入金は、1項、基金繰入金を総額で1億5,253万2,000円減額いたしております。その内訳は、1目、財政調整基金繰入金を1億2,000万円、2目、減債基金繰入金を3,000万円、7目、ふるさとづくり基金繰入金を78万4,000円、9目、奨学基金繰入金を174万8,000円、それぞれ減額いたしております。

19款、諸収入、4項、雑入は、総額で78万円減額いたしております。主なものは、給食費実績徴収金359万8,000円と、豆っこ米肥料売上金239万2,000円をそれぞれ減額するとともに、後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員の人件費分として、同派遣経費収入501万5,000円を追加するものでございます。

最後に、20款、町債は、総額で4,330万円減額いたしております。既に予算計上しておりましたものについて対象事業費の精査等により、それぞれ減額するものでございます。

なお、10ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

服部議員。

17番(服部博和) それでは、早速質問させていただきます。

44ページ、衛生費なんですけれども、ここの13節、委託料。先ほど町長の説明にもありましたプラテックの工場付近における臭気調査の減額について、環境課長にお伺いしたいと思います。

今、町長の説明で聞かせていただいたわけですが、いわゆる企業側の責任において実施をし、さらにそれが徹底できない場合には、また補正で追加をして行政で調査を行うという旨の説明だったというふうに思っております。これにつきまして環境課長に、なぜ企業側の責任で実施をするというふうに変更になったのか、また、地元の方々はどのような対応を望んでおられるのか、そのところを詳しく説明をお願いしたいと思います。

永島住民環境課長。

住民環境課長(永島洋視) お答えをしたいというふうに思います。

まず、企業の責任で対策を講じられるということについてでございますが、地元で対策委員会ができました。町の方でも臭気調査の予算が計上されるという中で、会社の方としても、なお一層の努力をしていくということが必要だというふうに判断をされまして、機械そのもの全体をビニールで覆って、においを外に出さないというような方法で改善策を検討をされておりました。

しかし、その後、消防法との関係で、その工法が無理だということで、さらに現在やられております冷却をして、においを抑えていくという装置が現在1つついてありますが、それをもう

1つふやしていくということで、現在、京都府の方に施設の変更の届け出をされとるということ、聞いておりますと5月くらいには大体その認可がおりて、工事に入れるのではないかとというような状況になってきておるといことです。

それで会社が調査をされるということではなくて、そういうような会社の方として、さらに努力をされるという状況が出てきましたので、地元の皆さんと協議しましたら、今の時点で臭気の測定調査をしても、参考になるデータが得られないのではないかと、もう1回しなければならぬのと違うかというようなことがございまして、ちょっと調査自体を見合わせていこうという判断をさせていただいたということでございます。

それともう1点は、地元の皆さんのご要望としまして、夏場に臭気の調査をやってほしいということで、9月議会で予算がついたというふうに思っておりますが、執行するということになれば10月以降ということになりまして、その点でもちょっと地元の皆さんのご意向に添えないということがありまして、そういうことで今年度内の予算執行が不可能になったということでございます。

それで、地元の皆さんの要望としましては、今後、協議を町の方としていく中で、やはり臭気調査が必要だということであれば、町の責任としてやっていただきたいということでございます。町の方もその思いを受けとめさせていただきまして、町長が先ほど提案の中で説明をさせていただいたように、6月議会で夏場に調査が必要な場合、すぐにでもできるような予算を6月議会で補正で出ささせていただくということで、そういう気持ちを示させていただこうということに対応しておりますので、よろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 大体流れは理解できたわけで、企業の方が設備に対して万全の努力を重ねていくと。それで、なおかつにおいが出るようであれば、6月に補正を出していただいて実施をするということで大体了解をしたわけでございますけれども、私がかつて質問させていただいたときには、いわゆる臭気及び不純物というようなことで、お願ひをした経過があるわけでございますけれども、不純物の方に関しましては、どのような状況で課長は対応を今後していられるおつもりがあるのか、お聞かせ願ひしたいと思います。

議長（糸井満雄） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

地元の方からは、においだけではなくて、工場から破砕をするときに出るとおられますばいじんについてもどういう状況なのか、人体にどういう被害があるのかというあたりの測定なり、そういう判断ができるような調査をしていただきたいということは、聞かせていただいております。

現在、臭気の調査を相談をさせていただいておりますメーカーさんの方とも調整をさせていただいておりますが、どういう格好でするのが一番いいのかというあたりのまだ結論が出ていないということでございます。

それで、とりあえずにおいにつきましては夏場がいいということがございますので、とりあえず実施できる予算を6月の補正でつけさせていただくということで考えておりまして、その後、煤塵等につきましては、地元の皆さんと十分協議をさせていただいて、これで調査をしようということになった時点で、再度議会の方にも予算なり、ご無理を申し上げることになるうか

というふうに思いますので、その辺は今後の地元の皆さんとの協議次第だということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 教育長にお伺いいたします。

かつて私がこの問題で質疑させていただきましたときに、いわゆるあそこが通学路になっておると。それから、また近くに桑飼小学校があるというようなことで、学校側の方から、またPTAの方からも、子供に対する不安というようなことが懸念されるというようなことを、指摘させていただいた経過があると思います。

そのときに教育長は、それは伺っておるというふうなことを答弁されたというふうに思っておるわけでございますけれども、その後、これに対しまして教育委員会の方は、どのような学校に対する、またPTAに対する、また児童に対する対策を立てておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

ご質問の件につきましては学校との連絡をとりまして、学校はPTAともども地元の方々と協力しながら、対応しとるところでございます。教育委員会として、これといった対策等は講じておりません。すべて学校と地元の方々と一緒になって取り組みを、校長の方には指示したところでございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 教育委員会の方は、ただ学校の方に指示をし、学校が独自で地元との対応を立てておられるということですが、それと学校と地元では、具体的にどのような対応をしておられるのか、説明をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

詳しいことにつきましては報告等を受けておりませんのでわかりませんが、臭気が学校の方に流れてきた場合等逐一報告し、そして、それらをもとに対処策を考えてもらうよう要請しているというふうに伺っております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） えらい手ぬるいことだと私は思うんですけれども、あのときに私が通学路にもなっていると。学校にもまた異臭が漂っておるとことの質疑をさせていただきましたときには、早速、それに対する対応をしていただけるような答弁であったというふうに、私は記憶をいたしておるわけでございます。

しかしながら、今の教育長の答弁を聞かせていただきますと、何もしておられないに等しい状況ではなからうかなというふうに思っておるわけございまして、いわゆる臭気が学校の方に襲ってきたときに、それに対する対応をする程度では、これはいわゆる抜本的な改革には全くほど遠い状態ではないだろうかなというふうに思っております。

それと、もう一つは通学路の問題を、先ほどから私は申し上げておるわけでございますけれども

も、教育長の答弁では、学校に臭気が襲ってきたときには、それに対する対応ということは答弁でされたというふうに思いますけれども、通学の途中の対応というのが全く聞かされておられません、答弁がされておられませんので、その通学に対するときの対応というものは、例えばマスクをせよだとか、眼鏡をかけるだとか、そういうようなことは何も対応がなされていないのかどうか、その辺のところをご答弁、お願いいたしたいと思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

通学路のことに关しましては、特に今まで学校の方から報告を受けたこともございませんし、ご指摘のような対応等も今のところっておりません。

しかしながら、そうした状況が出てくるとするならば、そのときには、今、議員さんがご指摘のような対応も講じなければならぬとも思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 教育長は何を、この前、私が質問させてもらったときにお聞きになっておったのか、私は今大変疑問に思うわけでございます。

と申しますのは、あのときに私は明らかに通学路に入ってるから、通学の児童に対する対策と、学校に臭気が大変きつくにおうときがあるから、その問題について対応をどうされるのかというお願いをしたと、私は鮮明に覚えておるわけでございます。

しかしながら今のご答弁の中には、通学路に対しては学校の臭気対策に対してもほとんどされてない状態でありまして、また、登校・下校時の通学に対するそのときの対応というのが皆無である。このような状況を数カ月間も放置をしておかれるということに対して、教育委員会の対応というのは、果たしてこれでいいんだろうかなと。議会として、このようなことを見過ごしておいていいんだろうかなという今疑問が、ぶつぶつと沸いてきておるわけでございます。

その辺につきまして、抜本的な対応というのはなかなか難しいかもわかりませんが、即きょうから、また学校もゴールデンウィークが済んで始まっております。早速、子供たちに被害が及ぶおそれのあるのを、未然に防ぐ対策というものを考慮するという答弁が、なぜ今いただけないのか。もしいただけるなら、今からでも結構でございますので、ここの議会の場所でご答弁をお願いをしたいと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

学校に実情をさらに詳しく問い合わせ、調査いたしまして、そして必要とあれば対応の措置を講じていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 教育長の今のご答弁で、必要とあればという答弁でありましたけれども、必要とあればということは、どういうことだ。私は国語の教師でないのでもちょっとわからないのでございますけれども、必要とあればという答弁は、私にとりましては何か物すごくファジーな、疑問を持つような答弁でありますので。必要があるから私はこうして声を高らかに、お伺いをしておる

わけでございます。

それから前回のときも私が質疑をさせていただきましたときには、早速、何らかの対応をするという答弁でありながら、きょうこの時点で必要とあればと、それだったら必要でないということであればしないということですか。それと、この必要であればというのは、だれが判断するんですか、必要であるかないか。

今、環境課長が答弁なされたように、いわゆる業者が企業努力で今の設備の充実を図る。それからさらに臭気が漂うようであれば、必要であれば6月の補正で予算をつけて、そしてその予算で臭気調査をするということですが、必要であればという判断は、必要であるか、ないかという判断は、学校の先生がするんですか、教育委員会がするんですか、それなりの知識があるんですか。あれば教えていただきたい。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育 長（垣中 均） 本件につきましては、そもそも先ほどの委託料のところにもございましたように、地元としましても、また行政としましても、その臭気に対する調査をするということになっております。したがって、それらの調査を受けて、そしてその結果も参考にしなければならないと、そのように思っております。

しかし現実の問題として、子供たちがその通学の途上に、それらに対しまして嫌悪感だとか、あるいはまた身体的に何か苦痛を訴えるというような事態がありましたら、それは当然その対策を講じると。そのような意味で、先ほど必要という言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） 何でそう後手後手、後手後手に回るんですか。いわゆるマスクだとか、防じん眼鏡だとかというものをすぐ配布して、それなりの要望をするのが私は普通じゃないかなと。吐き気がしたり、倒れたりしてからやるんでは、これは私は手おくれじゃないかなというふうに思うんですけれども。

だから前回のときにも、対応するという答弁をいただいているわけですから、早速、これはマスクを配ったり、防じん眼鏡を配ったりして、その通学路を活用しておる児童たちに、それなりの事前対策ということをしとく必要があるのではなからうかなと私は思うんですけれども、やはり吐き気がしたり、頭痛がしたり倒れてから、それからしか教育委員会は動かないという答弁だというふうに、理解させていただいたらいいんですか。ちょっと、はっきり聞かせといていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育 長（垣中 均） お答えします。

そのような極論は申しておるつもりはございません。ただ、今まで学校からは、問い合わせたところによりますと、そうしたことを報告がございませんので、今まで答弁させてもらったとおりでございます。

しかしながら、議員さんがここでお尋ねでございますので、早急にまた学校との連絡をとり、対応が必要とあれば対応を進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） 先ほどから必要とあればということに対する、いわゆる私は問題を提起させていただいて、必要とあればという判断は、いわゆる先ほどの補正予算をいただいて、そしてその補正予算で専門家が調査をしてからじゃないと、出ないんと違うんですか。学校の先生が、そういうような判断ができるんですか。教育長ができるんですか。できればいいですよ。だけど素人がそんなことをしたって、できるわけないんと違うんですか。だったらマスクや防じん眼鏡を、今ここで不用額で落とす分ぐらいで、また出してきたらどうですか。安いもんと違いますか。病気だってそうと違うんですか。

病気だってそうと違うんですか。今、予防介護ということが、盛んに叫ばれとるんと違うんですか。なってからじゃ遅い、だから予防するんだという、要するに今は時代の流れがそうなっているんだと私は思うんですけど。だったらそのぐらいの、いわゆるあそこのプラテックのところを通って来る子供の数なんてしれてると思います。その子供たちに防じん眼鏡とマスクを配ったって、私はそんなもん微々たる金だと思いますけれども、そういうことをして子供を守ってやろうという気持ちが、やっぱり必要なんじゃないだろうかなと私は思うんですけども、これ以上、言っても仕方ないことですので、最後に教育長の賢明なるご答弁をいただいて、私は降壇させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

先ほど答弁しましたように早急に学校と連絡し、そして調査をしまして対応を講じていきたいと、そのように思っております。それがどのような形になるのかにつきましては、ここではお答えすることはできませんけれど、実態をまず最初に調査したいと、そのように思っております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

1 7 番（服部博和） それでは早急に、ひとつ学校側と対応を考えていただきたいと。そのときには、ぜひ同行させていただきたいと思っておりますので、ご一報をお願いをしておきまして、私は降壇させていただきます。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、34ページの福祉灯油ですね、この助成事業についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

前回の臨時会で可決をされたわけですが、これを受けて慎重に精査をされて、そしてこの滞納者及び非課税世帯、こういったものを短期間に割り出してこられたと思うわけですが、これはどのような状況であったのでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、今ご質問いただきました事柄につきまして、若干報告をさせていただきながら数値を申し上げたいというように思っております。

予算の段階では、1,700名の方に5,000円ということで補正をさせていただいておりますが、実人数といたしましては、送付させていただきましてのが1,657名の方に送らせて

いただいております。これにつきましては高齢者の方でありますとか障害の方、母子、生活保護、こういった世帯の方に送らせていただいております。そういった中、3月10日の締め切りということでもしてありました結果と言いますが、1,218世帯の方に申請をいただいております。

こういった状況で、先ほど町長が申しあげましたように1,700名分がありましたので、実人数1,218名相当分についての減額をさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ちょっと私、聞き漏らしたんだと思うんですが、1,657名の方が対象者としてあったわけですね。そしてそのうちの1,218名の申請を受けたと。したがって、その差額がこの250万円というように理解したらいいですね。

そこで、そうした現金の使途状況ですね、こういうのは追跡調査をされましたでしょうか。配布された世帯への追跡調査ですね、本当に灯油にかわったのかどうかということ、されたかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この灯油のお金につきましては、既にもう時期的に若干遅かったという感じがありますので、実際、灯油を買っていただいておりますが、本当に寒かった昨年の12月から1月ということになっておりますので、実際、そのお金を振り込ませてもらって、それが灯油にかわりましたねということまでは、追跡調査というのはしておりませんけれども、その家で灯油を事前に、言えば立てかえ払いというような格好になっているんですけども、後から助成させていただいたということでもあります。そういったことで、実質、本当に振り込んだお金をお使いになりましたかということまでの確認までは、行ってはおりません。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、そういうお話になりますと商店の売上高ですね、これは私、質疑もさせてもらったとおり、与謝野町にはたしか24業者、この灯油を転売しておられるところがあるわけですが、それは調査の方は、どういうふうになってますか。

つまりことしは暖冬であったわけですね。暖冬であったがために、果たしてその5,000円が、有効に使われたかどうかということ。それから消費拡大じゃないですけど、商店としての売り上げにどれくらい寄与ができたのかなということで、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このお金につきましては、現金で振り込まさせていただいたということがございますように、議員さんがおっしゃられますように灯油券ということで、本当に灯油券として発行させていただいた場合につきましては、実際、その灯油券が販売店の方の灯油として、実績として幾ら買っていたんだということがはっきりしますけれども、現金として出させていただいておりますので、実際、私どもはそういった灯油を買っていただきたいということでお渡しをしておりますけれども、実際はそこまで、灯油業者の方まで実際、そのお金が。相当なお金、600万円からのお金が出てますので、それが即、灯油販売に100%つながっているかということまでの追跡調査というのは行っておりませんので、ご理解いただきたいように思います。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番(上山光正) そうしますと、まず慎重に精査をいただいたわけですが、効果の方は今のところ非常に薄いように私は感じるんですが、今後こういった事業を推進されるに当たっては、やはりもう少し期間を置きながら十分な調査をして、そして計画実施をお願いしたいと思いますが、この点はいかがですか。

議長(糸井満雄) 佐賀福祉課長。

福祉課長(佐賀義之) この措置につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように、周知期間なり、申請期間が短かったというようなことがございますけれども、国の方の突然の措置ということがございます。そういったことで、行政が行っている団体としては、京都府下では数少ない中で対応させてもらったということでありますので、国の方の出してきた期間から言えば、本当にもういっぱい、いっぱいスケジュールで補助させていただいたというように思います。

こういったことは今後は制度が出てきましたら、やはり余裕があればもう少し周知期間をしっかり持って、皆さん方に対応できたら事務的にも楽ですし、また、周知を受けられる方についても、もっとよく理解ができたんじゃないかなというように思いますけれども、本当に今回についてはいっぱい、いっぱい、タイトなスケジュールの中でさせてもらったということがありますので、パタパタになりましたけれども、ご理解いただきたいというように思います。

議長(糸井満雄) 上山議員。

3 番(上山光正) 非常に苦しい答弁かと思いますが、一応質問は終わります。

議長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) 19年度の最終調整という数字だろうというふうに思いますので、少しだけ聞かせていただきたいというふうに思います。

税の入りの方なんですけれども、町税の滞納分が1,000万円ほど、予定より減っておるとい状態です。これについては私も本当を言うたら、ちゃんと予算書を見ながらしとったらよかったですけれども、それができておりませんので、結局滞納が何ぼあって、何%、何ぼ予定をしておる中で、この1,000万円という金額が減ったというのが1つ。

それから、その後ついでにお尋ねするんですけれども、たばこ税が282万6,000円、これは完全な実績だと思うんですが、最近のたばこ税の推移、20年度では123の予算を組まれたと思うんですけれども、この辺の推移を税務課長としてどういうように見ておられるのか。そして、この280万円が減ることによって1,300万円という数字なんです、ことしては1億2,300万円ですね、予算が多分20年度。その辺の見通しがもしわかれば、お願いいたします。

議長(糸井満雄) 日高税務課長。

税務課長(日高勝典) 1番目の質問の固定資産税の滞納、1,000万円の減額でございますが、当初予算で見積もっておりましたのが、滞納繰越額約8,720万円につきまして、収納率を約20%ということで1,744万円ほど見込んでおりました。それにつきましては、収入見込みが734万円ほどということで、その差額分についての1,000万円を減額させていただきました。

この前年度の1,700万円につきましては、例年よりたくさん未納金徴収の関係もありまし

て整理できた部分で、たくさんいただいております。その分について前年実績等を見て、当初予算が組まれたということでございます。

それから、たばこにつきましては12月の補正で若干増額をさせていただきまして、また今回は専決で300万円ほどの減額ということで、まことに申しわけなかったんですが、月平均1,000万円強の収入ということで12月にさせていただきまして、それが若干多目になったということで、現在約1,000万円で推移しております。ということは、税額が上がった部分もございますが、前年同様の動きということになります。

ただ、傾向といたしましては、たばこは害があるとかいろんな部分で、禁煙の方向に向かっていきますので、若干減っていくだろうなというふうにはとらえておりますが、近隣の市町にお聞きしましても、たばこについては急激に下がったというようなことは聞いておりませんので、今後の動向については、禁煙家の皆さんがどういう方向に向かっていくかは、見ていかなければならないかというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 再度お尋ねいたしますが、8,700万円あって、20%を一応予算書の中に上げたということなんですけれども、その数字ですね、今回頑張っていたいたということはあれですが、あと残っている分ですね。滞納ということで、これはほかの全体のことでちょっと気になったることなんです、とにかく今、固定資産税を1つの例として。

特に固定資産があるということは、いわゆる差し押さえたとか、いろいろな対象も考えられるわけですね、そういう手法も。今後の対応として、平成19年度の決算でこういう結果が出ておるという中で、税務課として、また庁舎内として、これに対するどういう対応を考えながら、この分の税収を皆さんに少しでもご無理をお願いをして、税の徴収率を上げようということをおられるのか。具体的に、この中で差し押さえをこれくらいにしようと思っていると、これくらいは無理かなというふうに通ると。その辺のところでもしわかれば、お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 滞納繰越分の徴収につきましても、過去からの重大な課題となっております。ただ、いろんな事情等もございまして、いろいろと調査なり、精査していかなければ滞納整理というのはなかなか難しゅうございます。

ただ、現在につきましては、一応元年分をいかにいただいでくるかということに集中しております。それとあわせて、今後いろんな部分で、徴収の方も共同化になってきまして、いろんなノウハウが入ってきますので、そういう部分も含めまして、一定の今までのことでは済まされないだろうというふうに考えておりますので、そういう部分で私ども勉強させていただきまして、滞納整理に当たっていきたくと思いますが、とりあえずは、現年をどうしていただくかという部分に集中しておるのが、今現在の状況でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 共同徴収に移行するという前提の中でも、京都府全体の中でいろいろな苦しい状態が、ほかの固定資産税だけでなしに、すべての使用料とか税の対象の中で、かなり厳しい状態が起きてきてるわけですね。そういう中で、例えば私は固定資産税で言うておりますけれども、その辺をしっかりと分析をしながら、こういう手法だったらここはいけるん違うかとか、ここは

もう無理なら不納欠損にもっていくとかいろいろなことを、もう皆さんがわかりやすいような手法をとりながら、とにかく的確な判断をしながらやっていただかないと、もうどんどんと今全国的にふえていっておるといふ現状なんで、その辺は出の方のことも大事だけれども、入りの方のこともしっかりとつかまえていただきたいなということを、この場でお願いをしておきたいというふうに思います。

それから60ページですけれども、小学校の設計といわゆる入札でということで、三河内小学校でこういう差が出たと、2,800万円の減額だったということなんですけれども、一般常識的に考えたときに、なぜこんな大きな差が出るのかというのは、私にはちょっとさっきの町長の説明だけでは理解ができません。再度、これはどういう理由でこうなったのか。ほかに三河内小学校以外にもあって、すべてがこうなのかどうか。もしあるとすれば、どこがどれくらいであるのかというあたりの設計と入札だけで、設計が甘かったのか、入札がもうすごい下がったのか、その辺のちょっと数字的な部分。大体でいいです、何百何十何円までよろしいので、なぜこういうことが起きたのかというあたりに設計の甘さがあったのか、それとも入札の物すごいあれがあったのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 井田議員さんのご質問でございます。

町長の提案説明の中では三河内小学校等というふうに、提案説明の中では説明をさせていただいておりますが、実際にこの予算の中で見ておりましたのは、加悦小学校、岩滝小学校、そして石川小学校、三河内小学校、山田小学校と、学校数で申し上げますといわゆる5校でございます。それで石川小学校、三河内小学校、山田小学校につきましては、屋内運動場ということで体育館の部分の耐震の工事でございます。

それで設計等の甘さがあったのかというご質問でございますが、当初予算を立てますときにはいわゆる実施設計の中で、前年度に実施設計をするわけでございますが、その実施設計の中で補強計画を立てまして、その補強計画の中で、いわゆる概算工事費的なものを積算をしております。その概算工事費に基づきまして一定の予算要求をし、議会の中で予算として認めていただいておりますという状況でございます。

そういう中で、例えば岩滝小学校の例をとって申し上げますと、当初予算では5,000万円の耐震補強工事費ということで、予算的には5,000万円の予算をつけていただいていたわけですが、実際に入札等をしてありますと2,900万円、約3,000万円の工事費ということでございまして、そういったところにつきましても2,000万円ほどの予算が不用と言いますか、減額となったというものでございます。

そのほかに体育館の石川小学校、三河内小学校、山田小学校につきましては、当初予算で耐震工事そのものは見ておりましたけれども、逆に体育館の関係で申し上げますと、当初予算で見ておりました耐震工事費より増額になっておる部分もございまして、それからまた実際に体育館の耐震工事をするということでご承知だと思いますが、オートリフターなんかのそういった工事もあわせて、これは町単費の部分でございまして、そういった部分の設置工事もあわせて行っておりまして、それらが差し引きをしまして、この補強工事費として2,700万円の減額補正を、今回、専決補正で計上させていただいておりますところでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 町長の提案説明では、それぞれ三河内小学校等という格好でした。そして今聞きますと、もう一遍再度念を押すんですけれども、岩滝小学校のいわゆる概算見積で5,000万円だったと、入札で2,900万円だったと。2,000万円も、極端な言い方をすれば60%以下でおさまっておるわけですね、 $5,000 \times 0.6 = 3,000$ 万円、60%以下でおさまっている。

私が今ここで言いたいのは、結局、服部議員等がきばって言われました。いろいろな設計事務所にボンと設計をさせて、その数字が正しいのかどうかというチェックが、本当にできておるのかなと。だから5,000万円という設計ができて、それを予算に上げた。もう一方に飛ぶと思うんですけど、入札をするときには、今、最高札と最低札を上げて、書いて、公表して、そしてその中で入札をされて、この2,900万円がその最低札だとしたら、もう入札を終わってまずので、最高札は何ぼであったのかと。5,000万円の予算の中で、最高札を何ぼに設定をされて2,900万円の落札が起きたのか。それぞれおまへは横着だと、そんなことはインターネット見れば、ちゃんと公表してますと言われたらそれまでなんですが、私は見ておりませんので、悪いんですけどもひとつこの数字を明らかにしてください。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） すみません。今ちょっと手元にその資料を持っておりませんので、若干休憩をいただけたらありがたいですが。

議 長（糸井満雄） それではちょうど1時間かかりましたし休憩を挟みます。

それでは暫時休憩をいたします。今35分でございますので、50分まで暫時休憩します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、井田議員の質疑を続行いたします。

まず、鈴木次長の方から答弁願います。

教育次長（鈴木雅之） 貴重な時間を休憩いただきまして、まことに申しわけございません。

先ほど岩滝小学校の耐震の関係で申し上げましたが、例えば岩滝小学校の耐震補強工事の予算につきましては5,000万円というふうに答弁させていただいております。これは耐震診断をしまして、そのときにいわゆる標準的な補強をした場合の概算工事費ということで、その費用をコンサルに計算をしてもらっております。それが5,000万円ということでございます。その数字を予算化させてもらっておるということが、まず1点ございます。

それから実際に入札します前には、耐震診断をしておりますが、実施設計を今度は業者に委託をしております。その実施設計で計算をしまして、それから入札会にかける場合は、実施設計をしました金額に町の経費なんかを含めまして上乗せをしまして、そして入札の場合の予定価格というものを計算をしております。

それで岩滝小学校の場合を調べておりますと、それが約2,400万円、予算そのものは5,000万円の予算を持っておったわけですが、実施設計をして、そして入札にかけますときの予定価格というものは2,400万円ということでございます。そういう計算で、それぞれの

学校ごとの耐震強等の工事費を計算をしておりましたので、今回2,700万円の減額補正となったというものでございます。

それと先ほど井田議員さんが最高札とかいうてご質問があったと思いますが、それは業者さんが入れました最高札という意味でよろしかったんでしょうか。いわゆる町の方が申しております予定価格という意味でございます。

9 番(井田義之) 予定価格で公表しとる価格は幾らか。

教育次長(鈴木雅之) その予定価格は、先ほど申しました建設課で計算をしました約2,400万円でございます、岩滝小学校の部分につきましては、

9 番(井田義之) 落札は、それで2,900万円。

教育次長(鈴木雅之) 落札をしました金額は2,028万6,000円でございます、税込みですけど。

先ほどの2,900万円と言いますのは減額補正の金額ですから、岩滝小学校は5,000万円の予算がありまして、2,900万円減額をしたわけでございますから、差し引き落札額と同額の2,028万6,000円で耐震工事ができたということでございます。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 入札関係のことにつきましては、一応、副町長の方が最高責任者ということになっとるんだらうと思しますので、副町長に最後にお願いかたがた、ちょっと質問をさせていただくわけですけれども、いわゆる今のように概算の数字をはじいたら5,000万円だったと。予算が大変厳しい中でそういう予算要求がされて、5,000万円という予算を一応予算づけをされて、我々議会でも承認をしておると。実質的には、半分以上の金額が実施設計の中で減額されると。どうなのか、いろいろな事情はあろうと思うんですが、常識的に考えたときに、そのことが町民の方々が理解できるかどうかということですね。

従来からこの議会でも結局、いわゆる委託料が余りにも大き過ぎるという問題もあります。委託をして、その成果品が返ってくる。その成果品に対するチェック機能、いわゆる専門業者がされたことが正しいのか、正しくないのかと、ある程度のところのチェック機能を役場の方で持たないと、こういうことが次から次に起きてくるということに、なるんやないかなというふうに思うわけですね。

今後のそういうチェック機能を含めた役場の体制を、どうようにするのがいいのかというあたりは、大きな問題だと思うんですけれども、副町長の考え方、今後こうようにできたらなという思いがあれば、お聞かせを願いたいなというふうに思います。

議 長(糸井満雄) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) お答えをいたします。

私は指名委員会の委員長をしております絡みもありますので、私の方から少し的外れるかもしれませんが、お答えをしたいと思います。

今の岩滝小学校での話、予算化は5,000万円で、その後、実施設計を組んで予定価格は2,400万円で済んだと、落札金額は2,028万円と。要は5,000万円の予算と、その後、実施設計を組んだ後の予定価格は2,400万円、倍以上の乖離があるんじゃないかということで、今回の場合に限って申し上げますと、5,000万円の予算を確保いたしましたのは、

耐震診断をした後、標準的な概算工事費を積算しますと5,000万円になると。それをいよいよ実施設計を組む段階で、結果的に2,400万円になったということで、確かに議員ご指摘のように、余りに金額が大きかけ離れております。一般の町民の方からすれば、なかなか理解が得られにくいのではないかと思います。議員ご指摘のとおりだと思います。

私も設計積算の技術知識があるわけではありませんので、今ここでこの改善策について具体的に申し上げることはできませんけども、今回の岩滝小学校の例をもう少し詳細に検討いたしまして、それから近隣の市町村、あるいは京都府の考え方なんかを参考にして、指名委員会で検討を所管するのがいいのか、もう少し役場の例えば建設課、あるいは下水道課、水道課、こういった現場を抱えている技術者がいる職場の職員で検討会を持つのがいいのかわかりませんが、今回のご指摘を受けて、役場としても少し考えていきたいというふうに考えております。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

だんだん厳しい財政の中で企画財政課長の方も一生懸命、どういう割り振りがいいのかということで真剣に頭を痛めておられる中で、減額が出ることは逆に言えばうれしいような、悲しいような状態だということ踏まえて、庁舎内のあまりにもかけ離れた金額が出たときのチェックは、やっぱり一般的だとか暫定的だとかということやなしに、しっかりとしたチェックを入れる体制というのを、ぜひともお願ひしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

最後に企画財政課長にちょっと、私の勉強不足もあってお尋ねいたします。

65ページに見込調書が出ておりますね。私はこの19年度の、ここでもすべての会計の専決処分が出れば、19年度の末の起債残高は133億7,800万円、もうほぼ決まりだと。ほぼと言うのか、もう大体決まったと違うかなと。この後、専決というのはありませんので、決まったんだなというふうに思うんですけども、これ見込額なんですね。見込額なのか、それとも決定なのか、このことだけちょっとお願ひをいたします。見込額であれば、なぜ見込額なのか。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

一応、見込額というふうに書いておりますけれども、これで確定をするだろうというふうに思っております。それなのになぜ見込額かということでございますけれども、あくまでも予算の域でございます。予算とは、あらかじめ算用すると書くわけでございまして、あらかじめ算用した結果、こういうことになるであろうという見込みであります、あくまでも。決算は決まった算用だということでございまして、そのときに初めて決まるということでございます。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) ちょっとよくわからなんだんですけども、これは決算の数字じゃないと確定でないということで、一応これが確定の数字という格好で、見させていただいたらいいということでしょうか。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) 見込みは書いておりますが、これで動かないだろうという数字でございます。

9 番(井田義之) ありがとうございます。これで終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、細かいことを2点ほどお尋ねをしたいと思っております。

まず、農林課長にお尋ねをいたしたいと思うんですが、20ページ、府の支出金、自然循環型農業の推進補助金152万5,000円が増額になっております。しかしながら、その内訳と言いますか、後の関係を見てみますと、例えば24ページでは豆っこ米の売上金も239万2,000円減額、それから46ページの補助金も400万円減額、それから50ページの施設運営事業も50万円の減額、こういうことになっているんですが、この府の補助金だけ今回これがふえたという背景というのは、こういうこととは全く関係なしにふえているんですか。そのところをお願いします。

議 長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えをいたします。

府の補助金につきましては、20ページに152万5,000円を上げさせていただいておりますが、これにつきましては京都府の未来づくり補助金をいただいたものでございます。この未来づくり補助金の査定の中で、自然循環農業については個人農家にお支払いする補助金と、それから団体に対する補助金とございますので、そこら辺を精査を京都府の方がいたしまして、団体への補助金、未来の事業費に対するものとしての2分の1の補助金が152万5,000円に当たると。そういう計算でこの補助金については出ておりますので、歳出の方とは合わないことが生じるということでございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 歳出と合わないことは理解をするんですが、そうしますと団体の方ということなんですが、この46ページに、その場合はふえるということにはならないわけですか。ここはもう減額でいいと、そういう理解なんですか。

議 長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

数字を追って説明をするということはなかなか難しいことですので、状況としての説明をさせていただきたいと思っております。

京都府の方からの未来づくり補助金につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

それから一方、歳出の方で例えば46ページでは循環型農業推進事業補助金、これを400万円減額をさせていただいております。これにつきましては3月、4月の肥料の購入時期、購入量との関係で、大きく変動が生じてきている向きがございます。

1つには、20年産の肥料供給に向けて安定供給を図っていきたいということから、3月の豆っこ肥料の販売制限をいったん行っておりました。例えば3月20日までは販売せずに、予約だけを承って見通しを立てるというようなことをさせていただきましたことにより、それからまた3月の天候が非常に不順で、雨模様が続いたということから、直接お買い求めになる農家の方が少なく、この2つの大きな事情によりまして、4月の購入に大きく移行されたということがございまして、例えば肥料購入にかかる補助金についても、20年度に回させていただくような形になったということから、この補助金については、大きくはそのような事情で減額をさせていた

だいたということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 理解いたしました。

次に、建設課長に1点お尋ねしたいんですが、49ページから50ページに地籍調査の関係で、登記委託料を27万9,000円が今回減額になっておりますが、この予算はもともと30万円しかなかったというふうに思っております。したがって、そういう小さな金額でこれはおさまったのかどうか、なぜこういう金額になったのかな、ここのところをお願いします。

議長（糸井満雄） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

この地籍調査事業の委託料につきましては、温江地区の地内にごさいますて、相続人が不明な土地のごさいますて、確定するためには裁判を起こすだとか、そういった裁判所への申し立てが必要なことがございまして、そういった時間を要することから平成20年度に繰り延べをさせていただいたものでございまして、一応大体事業費が確定しましたので、27万9,000円の減額をさせていただいたものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そうしますと前の課長のときに私がお尋ねをしたときには、桑飼地区全体では、まだ相当年月がかかるだろうと、こういうお話でしたが、温江だけでも今の状況でいきますと、かなりかかるのではないかと思います、そこはどういうことになっていきますか。

議長（糸井満雄） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） この温江地区の委託料につきましては、温江地区全体で3つの工区に分かれております。そのうちの2工区目につきましては、現在もう終了しております。今回の物件につきましては3工区、いわゆる尾上住宅付近の土地でごさいますて、この中に相続人の不明の土地があるというふうなことで、どうしても確定するには裁判所の方に申し立てをする必要があるというふうなことがわかりましたので、そういった費用を今回計上しておるわけでございます。

ただ、この温江地区の3工区につきましても、この土地だけでございまして、あとの土地につきましても、すべて確定をさせていただくというふうな状況になってございまして、この委託料の部分が終わりましたら、3工区の方の地籍調査の閲覧とかができるんじゃないかというふうにごさいますて考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 再三、地籍調査についてはお願ひしとるわけですが、いろんな事情でもうかなり遅延してあるということございまして、一般の認識から申しましてもやはり行政に対する考え方が、私はなかなかしにくいのではないかなと、こういうふうに思っておりまして、何とかそれぞれご苦労だと思いますけれども、ひとつ十分な体制を組んで対処していただきたいと、このことをお願いして終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） それでは1点だけ、ちょっと質問をさせていただきたいというぐあいに思っております。

ページ数は52ページになるんですけども、商工業者の金融支援事業でございます。かなりな多額の金額が減額ということになっておりまして、町長の説明によりまして申し込み件数の少なさや、また、借入金額等々の減少に伴ってこういう数字が出てきたと、こういうぐあいにご説明をいただきました。

平成18年度のときに町の融資制度がなくなりまして、19年度から京都府の融資制度に変わったと。その時点で3月末で、一応、結果が出たのではないかなというように思っておりまして、その結果につきまして申し込み口数でありますとか、その辺、詳細な1年間の結果がわかりましたら、お聞かせいただきたいのと。もう一つは、ちょっと比較材料は同じ融資制度といっても、町と府ではかなり違うだろうと思うんですけども、18年度と比べてこの19年度の切りかえの府の融資制度が変わった時点で、どういうぐあいのことになったのか。かなり少なくなったんだろうとは思いますが、その辺の比較と言いますか、それもわかったら、お聞かせいただきたいというぐあいに思っております。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご承知のとおり、この保証料補給制度につきましては19年度に新設したものでございまして、この実績をどう見るかというところから、19年度の予算を見出してきたわけでございますけれども、基本的には京都府の制度融資の保証料を補助するものでございまして、京都府の融資がどのように与謝野管内で使われているかというところを、17年度も含めまして18年度等の実績を見させていただいております。

利用件数につきましては153件の10億円程度の京都府の制度融資が使われているというところから、私どもの積算をさせていただきまして、その中で補給率等が保証協会の中にあるわけでございますが、その辺も加味しまして補助率2分の1、上限20万円ということでございまして、マックスの数字で保証料を積算をさせていただきました。結果は町長の方から経過説明も含めまして、今回答弁をさせていただきましたけれども、実績を見ますに86件の対象者がありまして、今回500万円余りの保証料補助を行ってきたというところでございます。その差し引きを今回減額したわけでございますが、先ほどの関連しておりますけれども、町の制度融資をなくしたという部分もございまして、153件の実績見合いと、町の制度融資があれば使われるであろうという数字、の約50件をオンした数字としまして額を確定しております。

そういったところで大きく数字が変わってきたわけでございますが、もう一つ大きな特徴として私たちの方がちょっと見過ごしていた部分がありますが、その部分につきましては、この保証料補助につきましてはニューマネー、いわゆる設備投資にかかるものに対して補助していただくということでございまして、借りがえだとか、そういうふうに運転資金にかかわる分につきましては補助は、行っていないということでございまして、当初見ておりました10億円のうち約2億円余りが、借りがえにかかる部分としてございましたので、その分については補助を行っていないという数字も加味しております。

したがって、今後もこの1つの大きな枠は、それぞれ京都府の制度融資の中にあるわけでございますけれども、いわゆるニューマネーとして扱っていただける数字が少なく、制度融資としてはいい制度融資なんですけども、借りがえの部分として扱われているウエートが非常に高いというこ

とによりまして、実績の制度融資にかかります町としての保証料補助が非常に少なくなったということでございます。したがって、借りかえも含めて保証料補助を行っていくということになれば、また数字がかなりアップするのではないかと思いますけれども、傾向として、そういう状況の中で見てみますと、借りかえが大きな要因を全体に示している。融資を受ける場合でも、保証料補助していく場合にも、借りかえの部分がウエートを占めているという現状で、融資を受けられている業界の方がたくさんあるという現状でございます。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 今お聞きしますと、借りかえが京都府の制度融資には乗らないということで、非常に件数が減っておるとこの解釈でいいんですかね。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） この補助金の1つの補助の対象になりますのが、融資を受けられたときに保証料に対して2分の1の20万円上限で補助していくわけですが、これはあくまでもニューマネー、設備投資等の関係にかかります融資にかかる部分での補助でございます。借りかえについては一切補助金を打たないということでございますので、京都府の制度融資の現在の様子を見てみますと、借りかえして融資を受けられる方がたくさんあるということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） そうですか。私はちょっと勘違いしております、町の融資制度自体が借りかえが可能だと。それに対して利子補給なり保証金の2分の1の補助をするというようなことが、町の融資制度としてうたわれておったのではないかなというような気が今でもしておるんですけど、そうではなかったんですか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 19年度につきましては、もう町の制度融資はないというわけでございますので、町の制度融資は扱っておりません。京都府の制度融資に対しての話を、させていただいております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） そしたら、もう1つお聞きしたいのは、平成20年度から与謝野町の保証料の補助の対象融資制度というのが新しく始まりましたですね、利子補給をするという融資制度ですね。例えば中小企業保険法で認定された業者でありますとか、織物業者でありますとか、業種的には非常に限定されているんですけども、その対象になる業種については特別にこの平成20年度は予算をつけて、利子補給までしていこうという制度ができましたですね。

これはこの20年度からスタートしてるわけですし、19年度に借り入れされた方は、この制度が後追いでできましたんで、この20年度の制度に、19年度に借り入れされた方が乗っかるということは、これは無理なのかどうか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご指摘のとおり新しい利子補給でございますけれども、4月1日施行ということでございますので、19年度で融資を受けられた方につきましては該当しないということで、4月1日以降ということで、ご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） 制度上そうしているんだと、こういうことであればいたし方ないというように思わんでもないんですけども、かなりちょっと不公平感が出てくるのではないかなと。19年度に借り入れされた方は、保証料の2分の1がいただけるというだけで、利子補給の制度が受けられないと、こういうことですよ、基本的に。ところが20年度にこの申請した方は、先ほど言いましたように適合業種であれば両方とも受けることが可能であると、こういうことになりますね。かなり1年間のずれで不公平感が漂うのではないかなと、私はこう考えるわけですけども、その辺はどうなのか、もう一遍ちょっと、ご答弁をいただきたいなというように思うんですけども。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご指摘のとおりでございまして、不公平と言えば不公平わかりませんが政策的な形として、スタート時点というものがございまして、今回は4月1日施行ということでご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） 私はこの融資制度にかかわって、全般的なことを言わせていただくと、かなり町の融資制度がなくなった時点で、申し込み件数も金額も確かに減っているんですね。これはやっぱり非常に使いにくい制度に、だんだんだんだんできてきているというぐあいに思っていて、この20年度からいい制度ができて、大変ユーザーにとってはありがたい制度だなと、こう思っているわけですし、だからこの19年度にかかわるスタートで、借りた時点の方にもやっぱり適用するような形でもっていったいただかないと、だんだんだんだん申し込み件数も減ってくるのではないかなと。

それともう一つは、この融資制度というのは大体設備投資とか、長期的な資金になるんだろうというぐあいに思うんですけども、こういう制度を利用するという方は、比較的前向きに事業の展開を図りたいと、こういうぐあいに考えておられる方が多いんだろうというふうに思うんですね。だからこういう方についてはいろんな、例えば開業資金の補助金だとか、そういう有利なものもたくさんあるんですけども、全般にわたって積極的に事業を展開していきたいという方については、やっぱりいろんな手だてで積極的な支援が必要ではないかなというぐあいに思っておりまして、だからこの制度をやっぱり19年度の方にも適用できるような形で、ぜひ考えてあげていただきたいというのをお願いしまして、質問を終わりたいというぐあいに思っております。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） たくさんの方が質問をされたんで、若干重複するところがあるかと思いますが、何点かお伺いしたいというふうに思っています。

一つは15ページの徴税問題です。先ほど議員からも質問が出ておりましたが、概要が説明の中でわかったわけで、加えて私が感じているのは、非常に住民生活もかつてない厳しい状況に立たされているという中で、滞納の問題で発生したような状況もあるのではないかと、いうふうに思っているんですが、税務課としてのその点での今回の町税徴収にかかわって、どういう判断をされているかという、現時点のお考えをお伺いできたらなと思っているんですが。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） すみません、最初の部分をもう一度お世話になれますか。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 厳しい町民の暮らしがあるという中で、この1年間やってきてこういう数字が、結果的に今なっているわけですけども、その点との関係でどう見てるか。いわゆる徴収の実情はリアルに町民の皆さんはどのような受けとめをしてるのかというあたりが、知りたいなと思っております。

税務課長（日高勝典） 滞納の分につきましては、年々その年の状況なり、滞納整理の状況によって変化してまいります。それで確かに大きな波が出てくるとは思っております。

それから現年でよろしいですか。徴収につきましては、確かに4期徴収というふうに変更になりました。そういう中で含めまして税負担の割合については、負担がかかってきてるだろうというように考えております。ただ率的には、前年並みの率はいくかなというように感じております。

ただ、お伺いしたり、町民の方が来られて相談の中にありますのは、どうしても苦しいという部分については出てきております。これはずっと過去からも、ことし始まったことではなくて、ずっと長年の経過の中での積み重ねになるうと思ひますし、就職関係だとか、景気の問題とかいろいろございますので、による仕事がないという部分については、大きな影響が出てきてるだろうというふうには考えております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 具体的な数字は、決算の中でまたお伺いしたいと思っておりますが、感じますのはやっぱり少なくとも前年、前々年の経過から見ると、暮らし向きは本当に大変になってるわけで、それが皆さんも感じていると思うんですが、非常にリアルな厳しいものがあるということ、しっかり押さえる必要があるんじゃないかと。まさに数字で仕事を皆さんはされることになるわけですから、ふえたり減ったりすると議会からも指摘されるということがありますが、やっぱり個々の納税者、いわゆる住民からすると、その点は非常に個々のケースの実情をしっかりとつかんだ上で、適切な対応をしていくと、親切な対応をしていくことが大事ではないかというふうに思っています。

2つ目の質問に移るんですが、先ほど谷口議員からも出ておりました府の金融支援の問題で、概要は答弁の中でわかりました。その上で私が問題意識を持っているのは、これも業界も、地方の地域の業者の方も非常に大変な事態で、半ば倒産もあるんでしょうし、転業なんかを余儀なくされている方がかなり、うわさでもそうですし、現実問題そういうふうになっています。これはさきの3月議会でも言いましたが、リストラをせざるを得なくなって首を切って職員を減らして、もう本当にやりくりができんという方もあります。

そこで今論議になっていた、借りかえ要求が非常に強いということですね。これは私は基本的に、現在の府の制度対応ではもうできない分野なんですね。こういう要求にどう接近していくかというのを、もしお考えがあれば、課長のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

谷口議員の質問にもお答えしましたとおり、融資傾向が借りかえに移行しているということとあわせて、先ほどちょっと触れませんでしたけれども、あわせて府の制度融資、プロパ

一も含めてですけれども、やはり保証協会つきというのが、もうほとんど原則になってきております。

そういった中で融資枠が、業界の方はご存じかと思いますが、保証協会にかかる融資枠がいっぱいであるということも、これも傾向として膨れ上がってきているというふうに分析しておりますので、さあ、それじゃどうするんかという話になりますと、単独でという話には、究極はそうなんですけれども、町も18年度で制度融資を廃止した経過も皆さんもご理解いただいたところでございます。あと私どもの方が申し上げれるのは、保証協会枠をいかに広げていただけるかということと、それから京都府も一定借りかえなり経営安定化ということ、ニューマネーじゃない部分でのバックアップをしてくれる形は整っておりますけれども、なかなか最終的な担保という話になりますと、そこが反比例しているという状況でございます。

そういう経過だけ話して答弁となるわけですけれども、なかなか町の施策としてそこをバックアップするということにつきましては、非常にハードルが高いと。私どもその立場におります所管課としては、そういう思いはありますが、やはり限りがある政策の中で、どこで線引きをするかというところで、頭を悩ましているところでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今言っとる借金がかなりふえてきてると言うか、そういう中での新たな借り入れが難しいという話も出ておりましたが、確かに厳しくなっているんだと思うんですが、借金だらけで、まあ言うたら今までは事業が回ってきたわけですね。地方の経済なんていうのは、そういうもんだと思うんですよ、ひどい言い方をすると。だから、そういうことにどう支援の手を差しのべるかというのは、やっぱり新たな工夫が要るんじゃないかというふうに思っています。

この点はこれぐらいにして、次の質問に移りたいと思っています。

3点目の問題は、58ページの奨学金の貸付金で300万円強が減額されるということになっています、減額というか整理なんでしょうが。この点で概要を現時点でつかんでおられたら、どういう状況かというのを、概要でもわかったら教えてほしいなと思っています。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 伊藤議員さんのご質問でございますが、奨学資金の貸し付けの関係は、いわゆるこの306万円の減額補正ということで計上させていただいております。

当初予算の段階では、きょうまで高校生、あるいは大学生も対象にということで、新規の貸付者も一定の人数を見込みながら、予算化をしていただいていたわけですが、実績としましては、高校生が4名、それから大学生が4名という実態でございますが、金額にしまして240万円の貸し付けという実績になりました。したがって、当初予算では546万円を予算づけしていただいていたわけですが、今申し上げましたように実績としましては240万円でございますので、306万円を減額をさせていただいたという状況でございます。

こういった町の制度のほかにも、いわゆる学校側での貸し付けの制度をお持ちの学校もあると思いますので、そういったところから、また京都府の制度資金を借りられたり、今申し上げました学校の、大学なんかは特にそうだと思うんですが、そういった大学の奨学資金を借りられておるといようなことから、今回の減額補正になったところでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 今の答弁を聞いていますと、旧来並みに対応できた。ここで出してるのは出してないけども、ほかのところの制度で対応できたんじゃないかというニュアンスの答弁に聞こえたんですね。教育長、この辺の判断はどういうふうに判断されているのか、見解も含めてお聞かせ願えたらと思っております。

議長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) お答えします。

確かに世の中は非常に厳しい状況でありますから、奨学資金につきましても貸付額がふえるんじゃないかと、そのように思ってたわけですが、現状は、先ほど次長が答弁したとおりでございます。

次長が答弁の後半で答弁しておりましたように格差社会、あるいは、またこの長期不況と申しましょ、庶民にとっては不況でございますね。その中であって、確かに府、それから国、そしてまた学校独自の、そうした奨学資金等の対応がなされていることは事実でございます。その意味で、私どもの家庭が的を得ていたならば、結果的に借りの方が少なかったということは、他の先ほど申しましたようなところの施策、対応の方を利用になられたんじゃないかと、そのように推察しておるところでございます。これといった根拠があって申し上げていることではございません、あくまでも推測です。

以上です。

議長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) その点は今後の課題ということで、次の質問に移りたいと思っております。

60ページの橋中の負担金の問題で、交付税の算定見直しというお話がありました。この点の概要をわかりやすく、吉田課長かな、算定見直し問題を説明願えたらと思っております。

議長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

昨年、交付税の算定方法が変更をされたということは、ご存じだというように思っております。今までは経常的経費に幾らこの市町村は要る、投資的経費に幾らこの市町村は要ると、そういう計算をしておったわけですが、投資的経費につきまして包括算定ということで、人口と面積、これで算定することになったということでございます。今までですと投資的経費の中で、中学校費という算定経費がございまして、基礎となりますのは学級数でございました。中学校費の学級数ということで、投資的経費にもいわゆる基準財政需要額があったと。今まで橋中の負担金につきましては経常的経費の額と、それから先ほど申しました投資的経費の額、これを合わせたものをもって交付税の算入額というふうに申しておったわけでございます。

ところが先ほど申し上げましたように、いわゆる中学校費の学級数の算定が消えまして、いわゆる包括算定経費ということで、人口と面積だけで計算をされるようになったと。ですから交付税そのものが減ったというわけではないんですけども、この額が橋中の交付税として算定されている額だということがもう分解できなくなったと、こういうことでございます。

したがって、橋中の経費として算入されておりますのは、経常的経費におきますいわゆる教育費の額と。それから投資的経費の中でも、いわゆる今まで借金をいたしました元利償還金の償還費、これらのものが交付税の算入額ということでございますので、いわゆる交付税全体の額

ということでは、そんなによくなったわけではないんですけども、中学校費として算入されている額が、もう分解できなくなったと、こういうことでございます。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ここでも国からの支援というのはファジーにされると、ということが明らかだと思っています。

次の質問なんですが、53ページの土木費で、これは土木橋梁費になりますか、財源内訳の変更が計上されています。これにかかわって、若干、担当課等の見解をお聞きしておきたいと思っています。

ご存じのように、いわゆる特定財源制度問題に絡んで、地方でも紛糾したところもありますし、全国的にそういう論議が盛んに行われておきました。4月末になって国会で、再度、再議決の強行を、自民・公明両党によってされたということです。ご存じのようにガソリン価格については、もう全国が大混乱するということが起きました。

そこでガソリンの価格の問題じゃなくて、道路行政にかかわってお尋ねしたいのは、国・府から何らかの通達や指導みたいなものは、おりてるのかどうかという点をお伺いしたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員の質問にお答えしたいと思います。

地方道路整備臨時交付金というものが、現在、建設課の方で行われております3路線について補助をいただいております。1つは明石香河線、また岩屋川線、そして石川上山田線という3路線でございます。

今回、この地方道路整備臨時交付金につきましては、現在、まだ国並びに京都府の方からは連絡がきておりません。いわゆる5月12日、あるいは13日にご審議をされるだろうというように思っております道路整備財源特例法ですか、そういった法律が可決されないと、最終的には支出について討議がされないんだろうというふうに思っております。現在、国並びに京都府の方にも、そういった連絡をさせていただいておりますけれども、回答については返ってきておるといふような状況ではございません。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後に、この道路特定財源にかかる今後の不安ということがありますが、町長にお伺いしときたいと思っています。

町長はあの紛糾したさなか、特定財源制度の維持を訴える街頭宣伝もされたというふうにお聞きしています。この間、大きな紛糾で福田総理も国民世論に押されて、一般財源化を言い出すようなことがありました。

そこで質問したいんですが、本町としては基本的に道路整備に必要な財源を確保する、これが重要な点だと思っているんです。僕は、膨大なむだ遣いになるこの特定財源制度そのものは、維持すべきでないという認識なんです。町長はこの点で、どのようにお考えなのかお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回のいろいろな国の動きの中で、何とかめどが立ったというのが正直なところですが、基本的なところで道路財源がどうなのかということにつきましては、いろんな考え方ができると思うんですけれども、与謝野町にとって必要な道路をしていくために、ぜひ形はどうであろうと国からのそうした助成を行っていただきたいと。そうでなければ、町単独で好きなようにしなさいと言われても、これはできっこない話です。そういう意味で、道路財源になるのか、一般財源化されてくるのかはどのような方法であっても、町として必要だと思える、そうした道路の建設ができることを、ぜひお願いをしていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 基本的に、私の認識とほぼ一致してるとはなないかということで安心しました。以上で、質問を終わりたいと思います。

すみません、ちょっと質問を忘れまして申しわけないです。ごめんなさい。

最後になって申しわけないです。もう1点だけ忘れておりましたすみません。

ページ44のプラテックの問題で、服部議員から詳細にいろんな質問がありましたが、この点で質問をもう1点だけお伺いしておきたいと思っております。

私はこの臭気だとか、こういう公害にかかわるような問題でその対応というのは、特にやっぱり住民の皆さんの感情と言うか声、これが非常に大事だと思っています。そこで既に前にも触れましたが、住民団体ができているわけですね。非常に珍しいと言うか、非常に新たなああいう形と言うんですか、要求の形になってきてるんだと思うんですが、そことの協議が非常に重要だというふうに思っています。

この点で協議の状況ですね、いわゆるこの行政当局との協議の状況と、その具体的な要望項目というのが、具体的に出されているとかいうことがあるのであれば、お聞かせ願えたらというように思っています。

議 長（糸井満雄） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

確かに議員さんがおっしゃいますように、住民の皆さんとの協議というものが非常に重要な、そういう問題だというふうに思っております。先ほどの答弁の中でちょっと漏れておりましたが、今回19年度の予算を、全額減額させていただくということにつきましても、地元の区長さん、それから対策委員会の代表の方に説明をさせていただきまして、ご了解をいただいております。それで必要な調査につきましては、平成20年度で1からもう1回協議をし直しまして、それでどういう予算づけが要るのかということも含めて、地元の皆さんと協議をさせていただきたいということで、お願いをしとるということでございます。

それで日程はまだ決まっておりますが、地元の区長さんなり代表の方とは連休明けの時点で、町の方は私が参りますので、その辺で会議を1回設定をさせていただくということで調整をしておりますので、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、協議と経過についてはお伺いしたんですが、具体的なこうすべきでないかというような要望はないんですかね、お聞きしてないですか。

議 長（糸井満雄） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） 先ほども少し触れましたが、煤塵等のそういう飛散が激しいということで、その方の調査をしてほしいという声が一時ありましたが、昨年9月だったと思いますが、1つは排水が下水道に接続をされたということで、においの問題、排水の問題がかなり改善をされてきておるといことがあります。それから、また地元の方からの申し入れで濡れたような畳とか、そういう特定なおいが発生をされると思われるようなものについては処理せんといてくれということで、申し入れをされております。そういう中で、かなりばいじん等も減ってきておるといことを聞かせていただいております。現時点でどういう調査が必要なのか、また、どういうふうにしていったらいいのかというあたりにつきましては、先ほど説明をさせていただきました会社側の第2次の対策の結果を踏まえて、これは地元の皆さんともう1回協議をし直す必要があるというふうを考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） 教育委員会にお尋ねします。

ページは24番の雑収入の給食費の実費徴収金の 359万8,000円の件でございますが、この実態につきましてご報告をお願いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今、赤松議員さんのご質問でございますが、この給食費につきましては、当初予算の段階では、一応、給食費の月額×生徒数・児童数、それでもって予算化はさせていただいております。

その結果、ちょっとした決算額ではないにしましても、いわゆる児童数、生徒数の減と言いますか、学校によっては増の部分があるかと思いますが、増減の関係がありますのと、それから給食の回数の問題で、例えば風邪をひいて欠席をしておるとか、そういう場合につきましては、その給食を実費徴収しておりませんので、そういったもので、この予算の減額ということでございます。その中には賄い材料等の関係もございしますが、例年、若干大きな数字でございしますが、この19年度の場合は350万円の減額ということで、予算要求をさせていただいております。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） ということは今回のこの減額の中には、そういった給食の回数とか人数とか、そういったものによる減であって、いわゆる給食費の本来いただけるものが、いただけてないというような現状は起きてないということですか。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 一応この予算の中で減額しておりますのは、現年度分というふうに計上しておりますが、実際には現年度分の中で徴収と言いますか、給食費を納めていただいておりますのが、若干おくれておる子供さんもおいでますので、ただ、そういった分につきましては、この減額予算の中には含まれてはおりませんか。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） 今回のこの減額の中には、そういったいわゆる徴収できない分は入っていない。給食の配ぜんの回数とか、生徒の数によつての350万円の減額であります。となると、今の

現実の問題としまして、いわゆる徴収は今、ちょっとおくらせておる程度のお子さんがあるという程度のものなら、本当にありがたいんですが、ご存じのようにメディアでは新聞の1面、あるいはテレビのニュースの特集等で、これは特に地方よりも都会で多い現象ですが、25%の人が給食費を払わないとか、そういったことがどんどんと活字や映像になってあらわれていますが、そういった現象は、当町では全く心配ないというふうに理解をさせていただいたらいいんでしょうか。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 確かに今メディアの状況をお話されましたが、この当町におきましても給食費を拒否をするとか、義務教育だから払わなくてもいいという、そういう理由づけはないと思いますが、実際に現実的には未収でありましたり、それから滞納といったものも学校によって差異はございますが、現実的にはそういった学校もございます。ただ、そのあたりにつきましては学校の給食費、いわゆる教材費の位置づけを給食費もしておりますので、教職員を中心にこうした給食費の徴収にも力を入れておるところでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それではせっかくの機会でありますので、決算で質問するべきかわかりませんが、ついででありますのでお尋ねいたしますが、給食費も教材費の一部ということで、学校の先生が中心になって徴収に励んでいただいているということですが、現実には過去の話で、与謝野町になってからはまだ2年なんですけど、旧町のときの話で、既に対象者の生徒さん、子供さんはおられないと。そのままいわゆる世に言う食い逃げというような現象があったわけですが、そういった実態は今ではもう全く影をひそめて全くないというふうに、すべておくれぎみであっても、いわゆる在校の間には徴収できるというふうな状況なのかどうか、参考のためにお尋ねをしたいと思います。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今、赤松議員さんがご質問のように、在校中にすべて徴収ができるというのが本来の姿だとは思いますが、現実問題としまして、例えば小学校を卒業して中学校にもう進学しておるとか、中学校を卒業したといった児童生徒の部分につきましても、いわゆる滞納が残っておるというケースはございます。ただ、今のところ金額的に資料を持ちあわせておりませんので、そういった金額的な状況は、この場ではお許しいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 最後に、これは要望になりますが、ご答弁は結構ですけども、やはり給食というものは非常に大切な、いわゆる以前、食育問題でも私は教育長に質問いたしましたが、特に給食問題に大変力を入れておられる。今、京都府の中でもありますし、また、他府県でも相当この食育問題に取り組んでおられます。ぜひともそういった意味で、いわゆる食育の観点からも、また教材としての徴収の方法、そういったものに今後課題があれば、いち早く課題を見出さしていただきまして、ぜひともそういった滞納も減り、なおかつ充実した学校給食ができますように、ひとつよろしくご配慮をお願いしたいと思います。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第55号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。  
したがって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定しました。  
ここで昼食休憩に入ります。再開は1時30分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。  
それでは、昼食休憩します。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
日程第4に入るまでに報告をいたします。  
午後の会議には、教育長並びに教育委員長は地教委の総会があって、そちらの方に出席いたしましたので、欠席する旨の連絡がありましたので、報告を申し上げておきたいと思えます。  
それでは、次に日程第4 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第6号））を議題とします。  
提案説明を求めます。  
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第56号の平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。  
この補正は3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。  
今回の補正は、1,622万9,000円を減額し、総額を9億6,404万6,000円といたしましたものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。14から15ページをお開き願います。

1款、総務費、1目、一般管理委費は、職員の育児休業による給料などの不用額を179万円減額いたしております。2目、財政管理費は、25節、積立金で財政調整基金積立金と減災基金の利子相当分の積立金を減額、あるいは追加いたしております。

2款、維持管理費は、13節、委託料で、漏水調査委託料を30万円減額するなど、不用額を総額で85万5,000円減額いたしております。

3款、改良費は、事業費精査や請負減によりまして、総額で1,199万5,000円の減額をいたしております。

次のページの4款、公債費では起債借入見込みの減によりまして、2目、利子を248万

1,000円減額いたしております。

また、6ページの第2表、繰越明許費補正を計上いたしておりますが、これは与謝簡易水道施設整備事業におきまして用地購入に時間を要し、登記が年度内に完成しなかったことから繰越額の追加をいたしております。

三河内簡易水道施設につきましては、事業費精査による減算をするものでございます。

次に、12ページから13ページの歳入ですが、4款、財産収入は、先ほどの説明のとおり、財政調整基金利子を支出の積立金と同額の3万円を減額し、減債基金利子を1,000円追加いたしております。

5款、繰入金は、一般会計繰入金を500万円減額いたしております。

8款、町債は、各施設並びに下水道関連排水管布設替事業の事業費精査によりまして、総額で1,120万円減額いたしております。

なお、7ページに第3表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第6号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

したがって、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第6号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第57号の平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は65万4,000円を減額し、総額を1億6,084万7,000円といたしましたものでございます。

歳出からご説明申し上げます。14から15ページをお開き願います。

1 款、総務費、2 目、財政管理費は、2 5 節、積立金を 5 万 5 , 0 0 0 円追加いたしております。これは後ほど歳入でご説明いたしますが、公共下水道事業建設整備基金の利子相当分を積み立てするものでございます。

2 款、維持管理費は、水洗化奨励金などすべて不用額により 7 3 0 万円減額するものでございます。

3 款、事業費は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の精査によりまして、組みかえを行うものでございます。

次のページの 4 款、公債費は、2 目、利子で、2 3 節、償利割を 3 0 万円減額いたしております。これは一時借入金利子の不用額でございます。

次に、1 2 ページから 1 3 ページの歳入でございますが、3 款、国庫支出金、1 目、下水道費国庫補助金は、公共と特環で事業費の精査による組みかえを行うものでございます。

4 款、財産収入は、公共下水道事業建設整備基金の積立金利子を 5 万 5 , 0 0 0 円追加いたしております。

5 款、繰入金、1 目、一般会計繰入金は、公共、特環合わせて総額で 8 2 0 万円減額いたしております。

8 款、町債は、公共、特環の事業費の相殺により精算いたしております。

なお、7 ページに第 3 表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

また、6 ページでは翌年度へ繰り越します事業費の追加によりまして、繰越明許費補正を計上いたしております。

以上が、平成 1 9 年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第 5 号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第 5 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

したがって、議案第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 9 年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第 5 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第 6 議案第 5 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 9 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第58号の平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は65万4,000円を減額し、総額を1億6,084万7,000円といたしましたものでございます。

歳出からご説明申し上げます。12から13ページの歳出をお開き願います。

1款、総務費、2目、財政管理費は、25節、積立金を1万4,000円減額いたしております。後ほど歳入でご説明いたしますが、農業集落排水事業減債基金積立金の利子相当分を減額するものでございます。

2款、維持管理費は、11節、需用費、修繕料の不用額を64万円減額いたしております。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入の10ページから11ページをお開き願います。

4款、財産収入は、先ほどご説明させていただきました減債基金利子を1万4,000円減額いたしております。

5款、繰入金は、一般会計からの繰入金を64万円減額し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

したがって、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第59号の平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は、事業勘定のみでございまして、546万7,000円を追加し、総額を19億9,448万9,000円といたしましたものでございます。

まずは、歳入からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金は、交付決定により663万8,000円追加いたしております。2目、地域支援事業交付金につきましても、交付決定により78万1,000円減額いたしております。

同じく5款、府支出金、1目、地域支援事業交付金につきましても、39万円減額いたしております。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出のについてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費は、1目、介護予防特定高齢者施策事業費の13節、委託料で、給食サービス事業委託料を実績から90万円減額いたしております。

7款、予備費は、636万7,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

したがって、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第60号の平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は事業勘定の補正でございまして、3,477万3,000円を減額し、総額を

26億9,436万9,000円としたものでございます。

まずは、歳出からご説明申し上げます。12から13ページをお開き願います。

1款、総務費、1目、一般管理費は、25節、積立金で財政調整積立金を42万7,000円追加いたしております。これは財政調整基金利子相当分を積み立てるものでございます。また、28節、繰出金は、高額療養費貸付基金の利子相当分7,000円を繰り出すものでございます。

2款、保険給付費は、実績により不用額を減額するものでございます。

10款、予備費は、339万4,000円追加し、調整いたしております。

次に、10から11ページの歳入でございますが、4款、国庫支出金から6款、府支出金、1項、府負担金は交付決定により、それぞれ262万5,000円追加いたしております。2項、府補助金は、普通財政調整基金が療養給付費の減額などにより、1,400万7,000円の減額となっておりますが、特別調整交付金は2,771万7,000円の内示をいただき、総額で1,371万円を追加いたしております。

8款、財産収入は、財政調整基金利子などの利子を13万8,000円追加いたしております。

9款、繰入金、2項、基金繰入金は、財政調整基金からの繰り入れを5,200万円減額し、調整いたしております。この主な要因としましては、医療費が予測より約3,600万円の減額となったことと、府の調整交付金が特別分の追加によって約1,300万円の増額交付となったことによるもので、結果的に19年度では4,000万円の取り崩しとなりました。

以上が、平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは国保特別会計につきまして、2点ばかり質問したいと思っております。

まず、今、町長から説明があったわけですが、11ページの特別調整交付金、これが今回、大幅な国からの交付ということで内示が出たということでございますが、その要因としてはどういうことが考えられますか。

議長（糸井満雄） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお尋ねいたします。

特別調整交付金といたしまして、今回、府支出金、府補助金で、新たに2,771万7,000円計上いたしております。これの主なものでございますが、レセプト点検分といたしまして750万円、基盤整備分といたしまして同じく750万円、これにつきましては応能割、応益割の平準化、及び1人当たりの調定額の増によるものでございます。それから、経営評価分といたしまして、1,043万円というものでございます。

主なものといたしましては、以上の3点でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それぞれ担当課で、いろいろご努力をいただいた結果、こういう内示になったと思うんですが。

そこでお尋ねしますのは、昨年6月に厚労省は、いわゆる特別調整交付金のソフトに誤りがあ

ったということで、全国で1,000を超える自治体の特別調整交付金の修正をしている、こういうことがあるわけですが、うちの場合を見ても災害が対象になるような気がしたわけですが、特にこのことについて、与謝野町に対してこの分での誤りがあったということでの今回が決定があったと、そういうものはございませんか。

議長（糸井満雄） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

京都府下では、そのような該当はないということでお聞きしておりますし、当与謝野町についても該当はございません。

以上です。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、今回の補正にはちょっと関係ないんですが、3月31日に国の方で決定をされたと言うか法律改正がされたということで、ちょっとお尋ねをしておきたいのは、いわゆる国民年金の保険料の未納者に対して13カ月未納があって、所得が200万円以上の人については、国民健康保険の被保険者証を短期に切りかえると。そういう措置ができるような法律改正がされておりますが、これはどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

国の制度といたしましてはそのように聞いておりますが、与謝野町といたしまして今後の検討課題としております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これは今、課長から答弁がありましたように検討課題ということで、それはいいんですが、その市町村によってできる規定と申しますか、市町村の判断でこのことができるという法律になってると、通則になっていると思うんです。そのところを、ぜひそういったことが正しいのかどうか。例えば国民健康保険を滞納しておるから、国保の被保険者証が短期証に切りかわると。そういうことは私にはあってはならないと、こういうふうに思っておりますので、そういったことでひとつご検討をいただきたい。あるいは現在、京都府下で、このことについて特に議論されていることはありますか。

議長（糸井満雄） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

京都府下の情報につきまして、こちらの方でまで入手をしておりませんし、先ほどもお答えしましたように市町村の裁量ということですので、それらも含めまして情報収集しながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ひとつそういった情報を的確にキャッチしていただきまして、あまりそういったことで、改めて住民の方々に非常に厳しい措置がされることのないようお願いをしたいと思っております。

もう1点、これはちょっと住民課長の管轄になるかもわかりませんが、いわゆる今度の後期高齢者の関係で、資格喪失届なしでも国保に入ることができるようになったように聞いておりますが、そのところはどうか。住民課長でも、どちらでもよろしいです。

いわゆる普通は社会保険を脱退しますと、その手続を14日以内にしなければならないと、こういうことになってると思うんですよ。しかし今度の後期高齢者に限っては、そういうことがなくても後期高齢者の手続が自動的にはいませんけれども、簡易にできるようになるという措置がとられると。こういうふうに報道されておりますし、ひとつまだはっきりしていない部分があるとすれば、これはどっちが私はいいかわかりませんが、簡単にできるのがいいのか、難しいのがいいのかわかりませんが、ひとつそのことについては、ご研究をいただくようお願いをしておきたいと思います。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

したがって、議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、専決処分の議案は終了いたしました。これより議会構成の審議に入ります。

したがって、暫時休憩をしたいと思います。

この際、理事者並びに執行機関の皆様は、一時退席をお願いしておきたいというふうに思います。追ってまた連絡をいたしますので、ご参集願いたいと思います。

なお、4月23日に議会運営委員会で申し合わせました結果につきましては、皆さん方のお手元に既に報告書を出しておりますので、ご参照を願いたいと思います。私の方からいちいち申し上げませんが、ひとつ十分承知おき願いたいと思います。

それでは、これにて暫時休憩をいたしますが、5分ほど休憩をいたしまして、会派の代表者会議を開催をしたいと思いますので、委員会室の方にご集合願いたいと思います。それぞれの会派の代表の方は5分後、2時5分に委員会室にご集合願いたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

（休憩 午後2時00分）

（再開 午後5時30分）

副議長（服部博和） それでは、ただいまより再開をいたします。

お知らせいたしておきます。商工観光課長の太田課長が、会議のため退席いたしております。かわりに太田主幹が出席をいたしておりますので、ご報告させていただいております。

ただいま議長、糸井満雄議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(服部博和) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

日程追加 議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、糸井満雄議員の退場を求めます。

(糸井満雄議員 退場)

副議長(服部博和) 糸井満雄議員から議長辞職願が提出されております。

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長(奥野 稔) それでは事務局の方から朗読をいたします。

平成20年5月7日 与謝野町議会副議長 服部博和様。

与謝野町議会議長 糸井満雄

辞職願

このたび与謝野町議会の申し合わせにより、議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。以上でございます。

副議長(服部博和) お諮りします。

ただいま議題となっております議長辞職については、会議規則第96条第2項の規定により、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(服部博和) ご異議なしと認めます。

したがって、議長辞職については討論を省略の上、直ちに採決することに決定いたしました。これより採決を行います。

糸井議員の議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

副議長(服部博和) 起立多数でございます。

したがって、糸井議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

糸井議員の入場を許可いたします。

(糸井満雄議員 入場)

副議長(服部博和) 糸井議員に申し上げます。

ただいまの議長辞職の申し出については、申し出のとおり辞職を許可することに決定されましたから告知いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(服部博和) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時35分)

(再開 午後5時36分)

副議長(服部博和) 再開いたします。

議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

副議長(服部博和) ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、5番、小林議員、12番、多田議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げておきますが、投票は単記無記名です。

なお、記名のない投票は無効とみなしますので、よろしく願いいたします。

(投票用紙配布)

副議長(服部博和) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(服部博和) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(服部博和) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

副議長(服部博和) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(服部博和) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、小林議員、12番、多田議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

副議長(服部博和) それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票10票、無効投票8票でございます。

有効投票のうち、森本議員10票。

以上のとおりです。

本選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1でございます。

したがって、3票が法定得票数となることをご報告させていただきます。

よって、森本議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

副議長(服部博和) ただいま議長に当選されました森本議員が議長におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいまの選挙で新議長が決まりましたので、新議長は議長席にお着き願います。

したがって、私は降壇いたします。どうぞご協力ありがとうございました。

それでは、森本議長のごあいさつをお願いいたします。

議長(森本敏軌) 一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどの議長選挙におきまして、不肖、私を議長に選任をいただき大変光栄に存じております。また、その責任の重大さを今ひしひしと感じております。

与謝野町も合併をして3年目を向かえ、私たち議員もあと2年の任期となってまいりました。この間、合併をいたしまして町の歌、また町の木、町の花、そして垣根が取り払われ、諸団体も合併するなど、1つ1つ一体感の醸成が育まれてきております。

今後一層この一体感を広め、そして情報化の整備、また公共交通網、そして行政改革大綱の遂行、そして総合計画の実現、こういった多くの諸課題を抱えております。我々に残されました2年間、これらの目的達成のために議会の果たす役割は非常に重要であると認識をいたしております。

議会と行政が両輪のごとく、後戻りすることなく前に向かって進みますように、私、微力ではありますがけれども公正公明な議会運営に努め、一生懸命に努力してまいります決意であります。

皆さま方の今後の温かいご支援、ご協力を心からお願いを申し上げます。

後になりましたが、この2年間、この議会運営にご尽力をいただきました糸井議長に敬意と感謝を申し上げ、改めまして私に対しましても理事者の皆さん、議員の皆さんのご支援、ご協力を心からお願いを申し上げまして、一言あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

( 拍手 )

議長(森本敏軌) ただいま副議長、服部博和議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。暫時休憩いたします。

( 休憩 午後5時47分 )

( 再開 午後5時54分 )

副議長（服部博和） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加 副議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、服部博和議員の退場を求めます。

（服部博和議員 退場）

議長（森本敏軌） 服部博和議員から副議長辞職願が提出されております。

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは事務局の方から朗読をさせていただきます。

平成20年5月7日 与謝野町議長 森本敏軌様。

与謝野町議会副議長 服部博和。

#### 辞職願

このたび与謝野町議会の申し合わせにより、副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（森本敏軌） お諮りいたします。

ただいま議題となっております副議長辞職については、会議規則第96条第2項の規定により、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職については討論を省略の上、直ちに採決することに決定いたしました。これより採決を行います。

服部議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

したがって、服部議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

服部議員の入場を許可いたします。

（糸井満雄議員 入場）

議長（森本敏軌） 服部議員に申し上げます。

ただいまの副議長辞職の申し出については、申し出のとおり辞職を許可することに決定されましたから告知いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。暫時休憩いたします。

（休憩 午後5時55分）

(再開 午後5時57分)

議 長(森本敏軌) 再開いたします。  
副議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議 長(森本敏軌) ただいまの出席議員数は18名であります。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、5番、小林議員、12番、多田議員を指名いたします。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。  
なお、記名のない投票は無効とみなします。

(投票用紙配布)

議 長(森本敏軌) 投票用紙の配布漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長(森本敏軌) 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1番議員から順次投票願います。

(投票)

議 長(森本敏軌) 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
開票を行います。  
5番、小林議員、12番、多田議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議 長(森本敏軌) 選挙の結果を報告します。  
投票総数18票、有効投票10票、無効投票8票です。  
有効投票のうち、有吉議員10票。  
以上のとおりです。  
本選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1でございます。  
したがって、3票が法定得票数となります。  
よって、有吉議員が副議長に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

議 長 ( 森本敏軌 ) ただいま副議長に当選されました有吉議員が議場におられます。  
会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。  
それでは、有吉議員のあいさつをお願いいたします。

副 議 長 ( 有吉 正 ) ただいま副議長に当選させていただきました。まことにありがとうございました。  
私も旧町時代15年、また、新町になって2年の議員活動をしておるわけですが、副議長は初めてでございますし、過多の責任の重さを感じております。しかし一生懸命、森本議長を支えながら、浅学非才な身でありますけれども、理事者の皆さん、また議員の皆さんの叱咤激励、あるいはご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げたいと、このように思っております。  
地方も大変な時代に入っておりますが、与謝野町の総合計画を進めるために一生懸命努めさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

( 拍 手 )

議 長 ( 森本敏軌 ) 暫時休憩いたします。

( 休憩 午後6時04分 )

( 再開 午後6時17分 )

議 長 ( 森本敏軌 ) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加 正副議長の選挙に伴い、議席の変更が生じました。

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 ( 森本敏軌 ) ご異議なしと認めます。

したがって、議席の変更についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議席の変更についてを議題といたします。

今回の正副議長の異動に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、お手元に配布いたしましたとおり議長の席を18番に、有吉副議長の席を17番に、糸井議員の議席を10番に、谷口議員の議席を14番に、赤松議員の議席を15番に、服部議員の議席を16番に、それぞれ変更したいと思います。

念のため事務局に朗読させます。

事務局長 ( 奥野 稔 ) それでは失礼します。

議席の指定について、1番からご確認をいただきたいと思います。

1番、野村議員、2番、畠山議員、3番、上山議員、4番、廣野議員、5番、小林議員、6番、家城議員、7番、伊藤議員、8番、浪江議員、9番、井田議員、10番、糸井議員、11番、勢旗議員、12番、多田議員、13番、今田議員、14番、谷口議員、15番、赤松議員、16番、服部議員、17番、有吉議員、18番、森本議員。

以上でございます。

議 長 ( 森本敏軌 ) これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。  
したがって、議席変更をすることに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。  
理事者の皆さんは退席をお願いいたします。

(理事者退席)

(休憩 午後6時20分)

(再開 午後6時50分)

議 長(森本敏軌) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
追加日程、ただいま町長から議案第61号、与謝野町監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

議案第61号は日程に追加し、追加日程として議題とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 長(森本敏軌) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第61号は日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。  
議案第61号 与謝野町監査委員の選任についてを議題といたします。  
ここで地方自治法第117条の規定により、廣野議員の退場を求めます。

(4番 廣野安樹議員 退場)

議 長(森本敏軌) 提案説明を求めます。  
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第61号、与謝野町監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

本日から欠員となっておりました議会選出の監査委員さんにつきまして、議会より選出していただきました廣野安樹氏を、人格高潔で最適任者として推薦いたしたく、地方自治法の定めによりご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(森本敏軌) これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第61号を採決します。  
本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異常なしと認めます。

よって、議案第61号、与謝野町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。  
糸井議員よりお礼のあいさつの申し出がありますので、許可いたします。

10番(糸井満雄) 私、このたび議長を退任するに当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

顧みますと平成18年5月、合併後の初めての議会におきまして、議員各位のご推挙をいただき、名誉ある与謝野町議会の初代議長に就任させていただきまして、以来2年間、皆様のご支援、ご協力をいただき、ここに大過なくその職責を果たし得ましたことに対し、衷心に厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

今、静かに振り返ってみますと、議長に就任したことで肩に力が入り、気負いがあったのではないかと自省しているところでございます。議会の権威を高めたい、議会をより活性化し、議会としての機能を十分に発揮するようにしたいといった情熱があふれ出ていたことは否めません。そのために発言を制止をするなど、議員各位の意に沿わぬ議事さばきをしたこともありました。そうしたことが言論の府の長として、いかなるものであったかと自責念にたえないものであります。それにもかかわらず、この2年もの間、議長として盛り立て、ご支援をいただき、御礼の申しようもありません。

また、私を議長としてご推挙してくださったことには、それなりのご期待もありましたでしょうに、非才のためにそのご期待に沿い得なかったことに対して、深くおわびを申し上げます。

議長を退任いたしましても町政の発展と住民福祉の向上を願う心は皆様と同じでございますので、変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。

今日までに私に寄せられました議員各位、並びに理事者、執行機関の皆様の温かいご支援、ご協力に対し重ねて御礼を申し上げ、議長退任のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

(拍手)

議長(森本敏軌) ありがとうございました。

理事者の皆さんにおかれましては、ここで退席されます。

暫時休憩いたします。

(理事者退席)

(休憩 午後6時52分)

(再開 午後7時44分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 与謝野町議会常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

与謝野町議会常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

念のため事務局に朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から朗読をいたします。

与謝野町議会常任委員の選任について。

与謝野町議会常任委員を次のとおり選任するものとする。

総務常任委員 6 人、赤松議員、有吉議員、糸井議員、今田議員、小林議員、畠山議員。

文教厚生常任委員 6 人、家城議員、井田議員、上山議員、谷口議員、浪江議員、野村議員。

産業建設常任委員 6 人、伊藤議員、勢旗議員、多田議員、森本議員、服部議員、廣野議員。

平成 20 年 5 月 7 日 与謝野町議会議長 森本敏軌。

以上でございます。

議長（森本敏軌） これにご異議ありませんか。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） 確認をしておきたいと思うんですが、従来から委員会構成が決まったら、投票によって決したわけですが、今回はどういうことで代表者会議でこう決まったんですか。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 7 時 43 分）

（再開 午後 7 時 44 分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

与謝野町議会常任委員の選任についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） したがって、与謝野町議会常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、委員会条例第 8 条第 2 項によって、直ちに各常任委員会において正副委員長の互選を行っていただき、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 7 時 45 分）

（再開 午後 8 時 42 分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員会条例第 8 条第 2 項による各常任委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

総務常任委員長 赤松議員、総務常任委員副委員長 小林議員。

文教厚生常任委員長 野村議員、文教厚生常任副委員長 浪江議員。

産業建設常任委員長 勢旗議員、産業建設常任副委員長 伊藤議員。

以上のとおりであります。

それぞれの正副委員長さんをご苦労さんですが、よろしくお願いを申し上げます。

日程第 10 与謝野町議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

与謝野町議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

念のため事務局長に朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から朗読をさせていただきます。

与謝野町議会運営委員の選任について。

与謝野町議会運営委員を次のとおり選任するものとする。

有吉議員、伊藤議員、井田議員、今田議員、多田議員、廣野議員。

平成20年5月7日 与謝野町議会議長 森本敏軌。

以上でございます。

議長（森本敏軌） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第11 与謝野町議会広報特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

与謝野町議会広報特別委員の選任については、与謝野町議会広報特別委員会規定第4条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

念のため事務局長に朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から朗読をさせていただきます。

与謝野町議会広報特別委員の選任について。

与謝野町議会広報特別委員を次のとおり選任するものとする。

糸井議員、今田議員、井田議員、野村議員、勢旗議員、多田議員、有吉議員。

平成20年5月7日 与謝野町議会議長 森本敏軌。

以上でございます。

議長（森本敏軌） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 異議なしと認めます。

したがって、与謝野町議会広報特別委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員の方は、直ちに委員会室におきまして委員会条例第8条第2項の規定によって正副委員長互選を行っていただき、また、広報特別委員の方は、広報特別委員会規定第5条第2項の規定によって、正副委員長互選をそれぞれ行っていただき、その結果を議長まで報告願います。委員会室、1、2でよろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

（休憩 午後8時45分）

（再開 午後9時20分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員会条例第8条第2項による議会運営委員会、並びに広報特別委員会規定第5条第2項によ

る広報特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

議会運営委員長 井田議員、議会運営副委員長 多田議員。

広報特別委員長 今田議員、広報特別副委員長 有吉議員。

以上のとおりであります。

それぞれの正副委員長さんは、ご苦労さんですがよろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。

2名の方の与謝野町宮津市中学校組合議会議員の辞職願が組合議会議長より許可されており、欠員が生じました。

この際、与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

したがって、与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

与謝野町宮津市中学校組合議会議員に、有吉議員、野村議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました有吉議員、野村議員を、与謝野町宮津市中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました有吉議員、野村議員が、与謝野町宮津市中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま与謝野町宮津市中学校組合議会議員に当選されました有吉議員、野村議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

お諮りいたします。

2名の方の宮津与謝消防組合議会議員の辞職願が組合議会議長より許可されており、欠員が生じました。

この際、宮津与謝消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

したがって、宮津与謝消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

宮津与謝消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

宮津与謝消防組合議会議員に、井田議員、谷口議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました井田議員、谷口議員を、宮津与謝消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました井田議員、谷口議員が、宮津与謝消防組合議会議員に当選されました。

ただいま宮津与謝消防組合議会議員に当選されました井田議員、谷口議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

1名の方の丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の辞職願が、組合議会議長より許可されており、欠員が生じました。

この際、丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。  
したがって、丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。  
丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。  
お諮りします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しました。  
丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員に、森本議員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま議長が指名しました森本議員を、丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました森本議員が、丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。  
ただいま丹後地区広域市町村圏事務議会議員に当選されました森本議員が議場におられます。  
会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議会運営委員長並びに議会広報特別委員長から、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、議会といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 異議なしと認めます。  
したがって、この際、閉会中の継続審査（調査）申出書を日程に追加し、議題とすることに決定しました。  
閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題といたします。  
議会運営委員長並びに議会広報特別委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配布

しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）申出書があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了しました。

これで第16回平成20年5月臨時会を閉会します。

大変ご苦労さんでした。

（閉会 午後 9時30分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員